

令和 7 年 6 月 20 日
社会福祉法人 峰林会
理事長 片桐 真奈美

一般競争入札公告

社会福祉法人峰林会の発注する『特別養護老人ホーム峰林荘 空調更新工事』について、下記の通り一般競争入札を公示します。

記

1. 工事対象工事概要

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム峰林荘 空調更新工事
- (2) 工事場所 茨城県守谷市野木崎 1931
- (3) 工事種別 空調機器更新工事
- (4) 工事内容 空調機器更新にかかる空調工事一式
- (5) 工事期間 令和 7 年 10 月 20 日から令和 7 年 12 月 31 日
- (6) 建物概要 構造規模：鉄骨造 地上 1 階建て
建物用途：特別養護老人ホーム

2. 入札参加資格者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 建設業の許可を有すること
- (3) 経営事項審査総合評点（建築一式）が 1000 点以上かつ Y 点が 800 点以上であること

3. 決定方法

- (1) 決定方法 応札者による見積金額による
- (2) 決定予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 有（非公開）

4. 設計図書の配布

- (1) 参加資格が有と確認された業者には、設計図書等『工事説明書、図面、工事仕様書』を郵送にて配布する。
- (2) 配布した図面・仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。

又辞退した場合には、郵送にて返却するものとする。

5. 入札書提出日程等

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 広 告 日 | 令和 7 年 6 月 20 日(金) |
| (2) 応募締切日 | 令和 7 年 6 月 27 日(金)17 時まで |
| (3) 設計図書等配布日 | 令和 7 年 6 月 30 日(月) |
| (4) 質疑書提出日 | 令和 7 年 7 月 7 日(月)午前 12 時まで |
| (5) 入札日 | 令和 7 年 7 月 21 日(月) |

6. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札額を提出した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいなかった場合は、再入札を実施する。なお、初度として制限価格に満たない者は再度参加できないものとする。(提出は 2 回まで実施するものとする)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記 3 条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ② 再入札において、応じる者が 1 者のみとなった場合。
 - 1 条件：交渉過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - 2 条件：見積に当たっての条件等を変えることは認められないこと
 - 3 条件：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をしたものが 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

7. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 分の 110 に相当する金額を入札に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札回数は 2 回とする。

- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号、以下『独占禁止法』という。)等に抵触する行為を行わないこと。
- (6) 下記の各事項に該当する見積は無効とする。
- ① 入札に参加する資格の無い者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及び、ファクシミリにより見積書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額及び内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 茨城県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる者がした入札
 1. 入札書の押印がないもの
 2. 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
 3. 押印された印影が明らかでないもの
 4. 記載すべき事項の記入ないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 5. 代理人で委任状を提出していない者がしたもの
 6. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 7. 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 建築確認申請等の許可申請が認められないとき
 - ⑨ 前事項目に定めるもののほか、その他案内に示す事項に反した者がした見積
- (7) その他
- ① 公正な入札執行が出来ない状態に陥った場合、執行しないことがあること
 - ② 一度提出した入札書の書き換え、引き換えは撤回することはできないこと
 - ③ 入札は当法人の理事、監事及び、評議員の立ち合いによるものとする

8. 契約方法

- (1) 様式契約に関する細目は民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 『建築工事係る資材の再資源化等に関する法律(建材リサイクル法)第 13 条第一項』の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証金(工事請負の 10 分の 1 以上の金額を補償)によることとし、工事完成保証人は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うと共に、県から指導があった場合にはこれに従うこと。

- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 消費税の免税事業は、事前に証する書面を届け出ること。
- (8) 請負代金の支払期限に関しては、
支払予定：引渡時・・・現金一括振込

以上